

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 会計基準

平成26年度より、社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日号外厚生労働省令第79号)を適用している。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等-償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの-決算日の市場価格に基づく時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品、権利-定額法(平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法)

- ・リース資産

該当なし

(4) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金

該当なし

- ・退職給付引当金

職員に対する退職給付金の支給に備えるため、一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会から送付されてくる期末要支給額に相当する金額を計上している

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構 要拠出額である掛金額を費用処理【退職給付支出(費用)】している
- ・一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会 要拠出額である掛金額を資産計上【退職給付引当資産】している

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりとなっている

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第3様式)

当法人は社会福祉事業のみを実施しているため作成していない

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(4) 収益事業及び公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人は収益事業及び公益事業を実施していないため作成していない

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

本部拠点

サービス区分は設けていない

志登茂保育園拠点 (社会福祉事業)

サービス区分は設けていない

すばる児童館拠点 (社会福祉事業)

サービス区分は設けていない

みのり苑拠点 (社会福祉事業)

サービス区分は設けていない

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	47,000,000	0	0	47,000,000
建物	79,716,235	0	5,136,687	74,579,548
合計	126,716,235	0	5,136,687	121,579,548

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	47,000,000	0	47,000,000
建物(基本財産)	301,441,243	226,861,695	74,579,548
土地(基本財産)	8,117,337	0	8,117,337
建物(その他の固定資産)	282,663	24,883	257,780
構築物(その他の固定資産)	13,471,732	12,781,242	690,490
車輛運搬具(その他の固定資産)	5,504,920	3,595,907	1,909,013
器具及び備品(その他の固定資産)	24,449,737	19,226,155	5,223,582
合計	400,267,632	262,489,882	137,777,750

器具及び備品の減価償却累計額には廃棄損が3円含まれている

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高は以下のとおりである

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
市補助金(志登茂保育園)	1,163,510	0	1,163,510
委託費精算金(志登茂保育園)	1,443,000	0	1,443,000
水道料漏水減額金(志登茂保育園)	12,636	0	12,636
委託費精算金(みのり苑)	85,250	0	85,250
事務費(みのり苑)	5,050,530	0	5,050,530
合計	7,754,926	0	7,754,926

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
三重県公募公債	10,000,000	10,000,000	0
合計	10,000,000	10,000,000	0

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

1. 重要な会計方針

(1) 会計基準

平成26年度より、社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日号外厚生労働省令第79号)を適用している。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(3) 固定資産の減価償却の方法

建物一定額法

(平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法)

・リース資産

該当なし

(4) 引当金の計上基準

・賞与引当金

該当なし

・退職給付引当金

該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている

(1) 本部拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(①))

当拠点はサービス区分を設けていないため作成していない

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))

当拠点はサービス区分を設けていないため作成していない

当拠点区分はサービス区分をもうけていない

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである (単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他の固定資産)	282,663	24,883	257,780
土地(その他の固定資産)	117,337	0	117,337
合計	400,000	24,883	375,117

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高  
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

11. 重要な後発事象  
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし

1. 重要な会計方針

(1) 会計基準

平成26年度より、社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日号外厚生労働省令第79号)を適用している。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(3) 固定資産の減価償却の方法

建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品、権利一定額法  
(平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法)

・リース資産

該当なし

(4) 引当金の計上基準

・賞与引当金

該当なし

・退職給付引当金

職員に対する退職給付金の支給に備えるため、一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会から送付されてくる期末要支給額に相当する金額を計上している

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

・独立行政法人福祉医療機構 要拠出額である掛金額を費用処理【退職給付支出(費用)】している

・一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会 要拠出額である掛金額を資産計上【退職給付引当資産】している

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている

(1) 志登茂保育園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑩))

当拠点はサービス区分を設けていないため作成していない

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))

当拠点はサービス区分を設けていないため作成していない

当拠点区分はサービス区分を設けていない

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	25,000,000	0	0	25,000,000
建物	29,151,408	0	2,117,341	27,034,067
合計	54,151,408	0	2,117,341	52,034,067

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである (単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	25,000,000	0	25,000,000
建物(基本財産)	111,566,400	84,532,333	27,034,067
構築物(その他の固定資産)	11,527,400	11,527,389	11
車輛運搬具(その他の固定資産)	500,000	499,999	1
器具及び備品(その他の固定資産)	11,097,510	10,275,789	821,721
合計	159,691,310	106,835,510	52,855,800

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高  
 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高は以下のとおりである

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債券の当期末残高
市補助金(志登茂保育園)	1,163,510	0	1,163,510
委託費精算金(志登茂保育園)	1,443,000	0	1,443,000
水道料漏水減額金(志登茂保育園)	12,636	0	12,636
合計	2,619,146	0	2,619,146

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
 該当なし

11. 重要な後発事象  
 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
 該当なし

1. 重要な会計方針

(1) 会計基準

平成26年度より、社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日号外厚生労働省令第79号)を適用している。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等-償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの-決算日の市場価格に基づく時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品一定額法  
 (平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法)  
 ・リース資産  
 該当なし

(4) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金  
 該当なし
- ・退職給付引当金  
 職員に対する退職給付金の支給に備えるため、一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会から送付されてくる期末要支給額に相当する金額を計上している

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構 要拠出額である掛金額を費用処理【退職給付支出(費用)】している
- ・一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会 要拠出額である掛金額を資産計上【退職給付引当資産】している

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている

- (1) みのり苑拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(①))  
 当拠点はサービス区分を設けていないため作成していない
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))  
 当拠点はサービス区分を設けていないため作成していない  
 当拠点区分はサービス区分を設けていない

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	22,000,000	0	0	22,000,000
建物	50,564,826	0	3,019,346	47,545,480
合計	72,564,826	0	3,019,346	69,545,480

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである (単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	22,000,000	0	22,000,000
建物(基本財産)	164,227,843	116,682,363	47,545,480
構築物(その他の固定資産)	248,400	171,696	76,704
車輛運搬具(その他の固定資産)	3,959,790	2,551,570	1,408,220
器具及び備品(その他の固定資産)	6,861,623	4,837,079	2,024,544
土地(その他の固定資産)	8,000,000	0	8,000,000
合計	205,297,656	124,242,708	81,054,948

器具及び備品の減価償却累計額には廃棄損が1円含まれている

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高は以下のとおりである

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債券の当期末残高
事務費差額	5,050,530	0	5,050,530
委託費	85,250	0	85,250
合計	5,135,780	0	5,135,780

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
三重県公募公債	10,000,000	10,000,000	0
合計	10,000,000	10,000,000	0

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし



1. 重要な会計方針

(1) 会計基準

平成26年度より、社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日号外厚生労働省令第79号)を適用している。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(3) 固定資産の減価償却の方法

建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品、権利一定額法  
(平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法)

・リース資産

該当なし

(4) 引当金の計上基準

・賞与引当金

該当なし

・退職給付引当金

職員に対する退職給付金の支給に備えるため、一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会から送付されてくる期末要支給額に相当する金額を計上している

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

・独立行政法人福祉医療機構 要拠出額である掛金額を費用処理【退職給付支出(費用)】している

・一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会 要拠出額である掛金額を資産計上【退職給付引当資産】している

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている

(1) すばる児童館拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(①))

当拠点はサービス区分を設けていないため作成していない

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))

当拠点はサービス区分を設けていないため作成していない

当拠点区分はサービス区分をもうけていない

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	1	0	0	1
合計	1	0	0	1

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである (単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	0	0	0
建物(基本財産)	25,647,000	25,646,999	1
構築物(その他の固定資産)	1,695,932	1,082,157	613,775
車輛運搬具(その他の固定資産)	1,045,130	544,338	500,792
器具及び備品(その他の固定資産)	6,490,604	4,113,287	2,377,317
合計	34,878,666	31,386,781	3,491,885

器具及び備品の減価償却累計額には、廃棄損が2円含まれている

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし